

議案第 9 1 号

大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正が平成 2 6 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町民会館の設置及び管理に関する条例（平成 6 年大口町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

町民会館使用料

1 施設使用料

利用区分	1 時間当たりの使用料（午前 9 時から午後 9 時） (単位：円)
町民ホール	1, 0 2 0
ステージ	1, 0 2 0
会議室	5 1 0

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。
- 2 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 3 倍とする。

2 設備等使用料

利用区分	単位	単価（円）
ホール移動イス	1 回	3, 0 8 0
ホール放送機器	1 回	1, 0 2 0
グランドピアノ	1 台	1, 0 2 0
平台	1 式 1 回	2, 0 5 0
冷暖房機（ホール）	1 時間	1, 0 2 0

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。
- 2 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の3倍とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新

別表（第 10 条関係）

町民会館使用料

1 施設使用料

利用区分	1 時間当たりの使用料（午前 9 時から午後 9 時） (単位：円)
町民ホール	1,020
ステージ	1,020
会議室	510

備考

1 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。

2 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 3 倍とする。

2 設備等使用料

利用区分	単位	使用料の金額（円）
ホール移動イス	1 回	3,080
ホール放送機器	1 回	1,020
グランドピアノ	1 台	1,020
平台	1 式 1 回	2,050
冷暖房機（ホール）	1 時間	1,020

備考

1 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。

2 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 3 倍とする。

旧

別表（第 10 条関係）

1 施設使用料

利用区分	1 時間当たりの使用料（午前 9 時から午後 9 時） (単位：円)
町民ホール	1,000
ステージ	1,000
会議室	500

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。
- 2 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 3 倍とする。

2 設備使用料

利用区分	単位	使用料の金額（円）
ホール移動イス	1 回	3,000
ホール放送機器	1 回	1,000
グランドピアノ	1 台	1,000
平台	1 式 1 回	2,000
冷暖房機（ホール）	1 時間	1,000
太鼓	1 基	500

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。
- 2 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の 3 倍とする。

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町民会館の使用料について改正をするものです。

併せて、別表の内容を精査し、記載内容等の整理を行います。

2 改正の概要

(1) 利用料金関係

消費税及び地方消費税の課税対象となる大口町民会館の使用料について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

(2) 記載内容等の整理

貸出設備の精査を行い、過去の利用形態を考慮し、太鼓については無料で貸し出すこととしたため、使用料の項目を削ります。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。